

## 証券市場活性化のため税率10%が延長! 金融・証券税制のポイント

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
ディレクター 税理士  
山本 恭司

### Contents

1. 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の見直し
2. 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の特例の延長
3. 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例の延長
4. 上場カバードワラントに対する課税方式の見直し
5. 株券電子化に伴う特定管理株式のみなし譲渡損失の特例
6. 上場会社等の自己株式の公開買付け時のみなし配当課税の特例期限の延長
7. 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の創設

## 1. 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の見直し

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成21年1月1日から平成23年12月31までの間に支払を受ける上場株式等の配当所得の申告分離課税に係る税率と、上場株式等の譲渡による譲渡所得等に対する税率が10%（所得税7%、住民税3%）に軽減された（本則は所得税15%、住民税5%の計20%）。（図表1）

平成20年度税制改正では、10%軽減税率の適用が平成21年1月1日から平成22年12月31までの2年間であり、また、上場株式等の配当所得が年100万円超の場合（同一支払者からの配当総額が年1万円以下であるものを除く）や上場株式等の譲渡所得等が年500万円超の場合には、それぞれ確定申告が必要とされ、配当所得を申告分離課税により申告する場合の年100万円を超える部分と譲渡所得の年500万円を超える部分の税率は本則の20%とされていた。

本改正により、10%の軽減税率の適用が1年延長されるとともに、源泉徴収選択口座（源泉徴収ありを選択した特定口座）内で売買する限り確定申告を不要とできることから、配当所得年100万円超や譲渡所得年500万円超により確定申告が必要となった場合の「国民健康保険や国民年金の保険料（税）の増加」や、家族に確定申告が必要となった場合の「配偶者控除や扶養控除が取れない」「会社から扶養手当がもらえない」といった弊害が解消されることになった。改正後の配当所得に対する課税をまとめたものが（図表2）である。

なお、上場株式等の配当所得や源泉徴収選択口座内売買による譲渡所得の申告不要制度は、平成24年1月1日以降も継続される。

（図表1）上場株式等の譲渡益及び配当の課税について

| [改正前] |      | ～H20.12 | H21   | H22 | H23 | H24.1～ |
|-------|------|---------|---|-----|-----|--------|
|       | 税率   | 10%     | [原則]20%   |     |     | 20%    |
|       |      |         | [特例措置]<br>上場株式等の譲渡益10%（500万円以下の部分）<br>上場株式等の配当10%（100万円以下の部分）       |     |     |        |
|       | 損益通算 | －       | 上場株式等の譲渡損と配当の損益通算<br>H21.1～ 確定申告による対応<br>H22.1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に |     |     |        |
| [改正後] |      | ～H20.12 | H21   | H22 | H23 | H24.1～ |
|       | 税率   | 10%     |   | 10% |     | 20%    |
|       | 損益通算 | －       | 上場株式等の譲渡損と配当の損益通算<br>H21.1～ 確定申告による対応<br>H22.1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に |     |     |        |

（注）恒久的施設を有しない非居住者並びに内国法人及び外国法人が支払を受ける上場株式等の配当に対する軽減税率（7%）は、平成23年12月31まで延長。

（出所）財務省HP 4/15/09付「平成21年度税制改正について（概要）」

## 2. 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の特例の延長

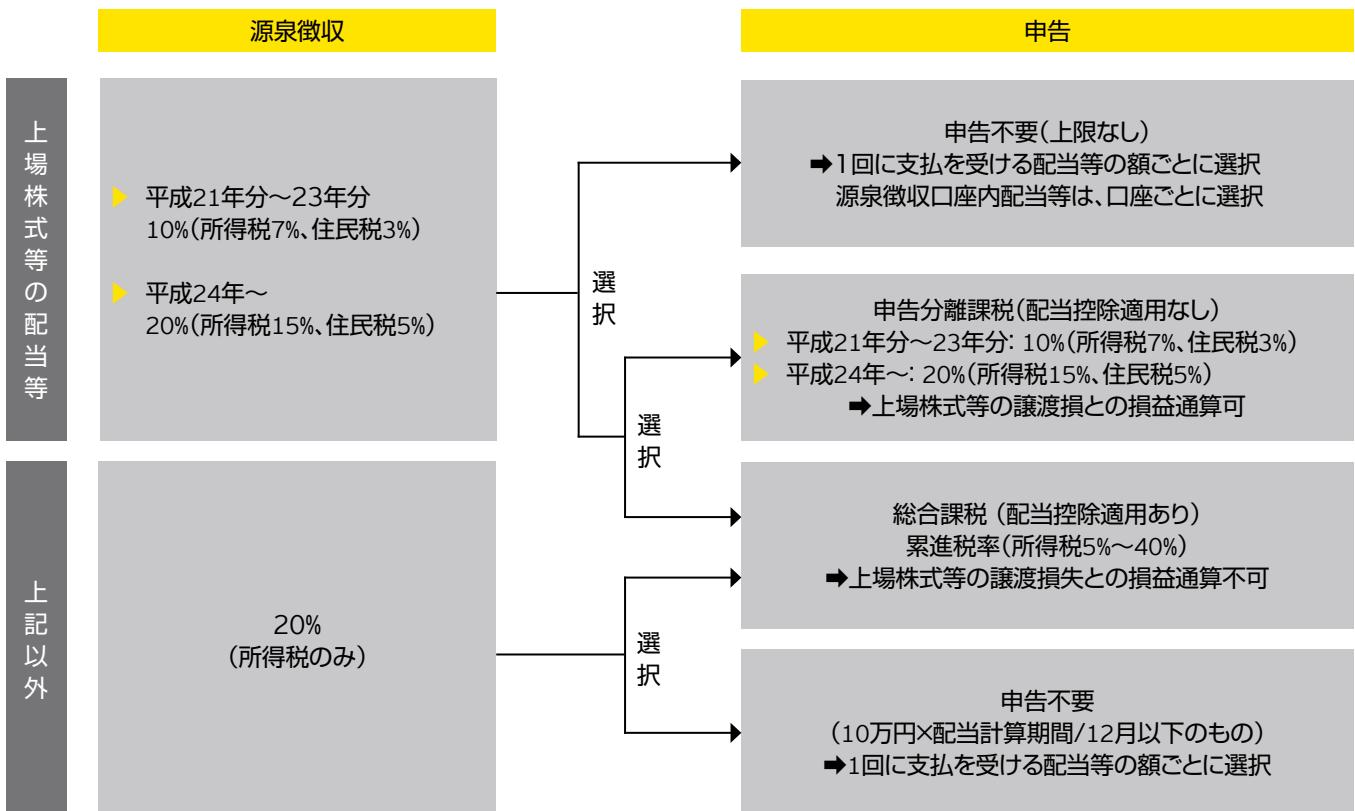
居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払う上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率に対する10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例が平成23年12月31日まで（現行：平成22年12月31日まで）に延長された。

また、国内に恒久的施設を有しない非居住者又は内国法人若しくは外国法人に対して支払う上場株式等の配当等に係る7%軽減税率の特例が平成23年12月31日まで（現行：平成21年3月31日まで）延長された。上場会社の運用上、源泉徴収の適用税率は配当支払開始日が基準となるため、本年4月1日以後に支払いが開始される配当については法人株主への配当の源泉徴収税率が15%に上がるところであったが、本改正法案は3月27日に無事成立し、3月31日に公布されたため、実務上7%の源泉徴収は間に合ったようである。

## 3. 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例の延長

平成21年1月1日から平成22年12月31までの間の源泉徴収選択口座における源泉徴収税率に対する10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例が1年延長された。平成22年からは、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることが可能となるため、同じ口座内で生じた譲渡損失との損益通算が申告無しで完了することとなる。

(図表2) 配当所得に対する課税



(出所)国税庁4/9/09付 「金融・証券税制の改正の概要(情報)」

#### 4. 上場カバードワラントに対する課税方式の見直し

先物取引に係る雑所得等の課税の特例(雑所得等の申告分離課税)の対象に、居住者等が上場カバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等と上場カバードワラントの満期時に差金等決済が行われた場合における雑所得等が加えられた。

雑所得等の申告分離課税とは、他の所得と区分して20%(所得税10%、地方税5%)の税率で課税される雑所得等をいい、他の所得との損益通算は認められないが(株式の譲渡損益との損益通算も不可)、同じ申告分離課税の対象となる雑所得等との間で損益通算が認められ、その年に控除しきれない損失は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができる。

この雑所得等の申告分離課税の対象となる取引には、国内の商品取引所における商品先物取引(商品の受渡しか行われるもの)を除く)や国内の証券取引所における有価証券先物取引等(日経225先物取引や同オプション取引、ユーロ円金利先物取引、クリック365等)がある。従来より、カバードワラントに係る損益は総合課税となる雑所得に区分されているが、上場カバード

ワラント(現在は大阪証券取引所で取引されている)のみ申告分離課税の対象に加えられることとなった。

この改正は、平成22年1月1日以後に行われる上場カバードワラントの譲渡及び差金等決済について適用される。

#### 5. 株券電子化に伴う特定管理株式のみなし譲渡損失の特例

特定管理株式が価値を失った場合のみなし譲渡損失の特例の対象に、平成21年1月4において特定管理株式であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたものにつき、同日以後に株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該発行会社の清算結了等の事実が発生したとき(同日から当該事実が発生した日までの間に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないこと等の要件を満たす場合に限る)が加えられた。

このみなし譲渡損失の特例とは、特定管理口座(特定口座に管理されている上場株式について、会社更生手続き等の申請に

より上場廃止となる場合、上場廃止日以降も引き続き保護するための口座)に上場廃止日以後引き続き保管の委託がされている株式(特定管理株式)について、その特定管理株式が発行会社の清算結了等の事実により無価値化した場合には、証券会社等が株主に対して「価値喪失株式に係る証明書」を交付することにより、その特定管理株式の譲渡をしたこととみなして、そのみなし譲渡損失を他の株式等の譲渡益と通算できる制度をいう(上場株式等の譲渡損失の3年間の繰越控除の適用はない)。

平成21年1月5日の株券電子化前に上場廃止となった株式は、株券電子化時に証券保管振替機構(ほふり)の取扱いが廃止され、かつ株券も無効となることから、特定管理口座から強制的に払い出され、この特例が適用されないこととなっていたが、本改正により、将来株式の価値喪失事実が発生した際も、引き続きこの特例を適用できることになった。ただし、株券電子化以後価値喪失事実が発生した日までの間に同一銘柄の株式が売買されていないことを証する書類を発行会社又は株主名簿管理人から入手するなどの手続きが必要となる。

## 6. 上場会社等の自己株式の公開買付け時のみなし配当課税の特例期限の延長

上場会社等が、平成7年11月17日から平成21年3月31日までの間に公開買付けにより自己の株式を取得した場合において、その上場会社の株主である個人がその公開買付けに応じて行うその上場会社等の株式の譲渡の対価として交付を受ける金銭の額がその上場会社等の資本金等の額のうち、その交付の基団となった株式に対応する部分の金額を超える部分の金額については、みなし配当課税を行わずに、譲渡対価の全額を株式の譲渡による収入金額として譲渡所得の金額の計算することとされている。

この公開買付け時のみなし配当課税の特例の適用期限が1年延長され、平成22年3月31日までとなつた。

## 7. 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の創設

内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、上場証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける金銭等のうち、収益の分配として課税される部分については、所得税を課さない(源泉徴収を要しない)こととされた。

上場証券投資信託とは、公社債投資信託以外の上場公募証券投資信託で、その信託約款に上場廃止後はただちに終了手続を開始する旨の定めがあるもののうち、特定株式投資信託(株価指数連動型上場投資信託)以外のものをいう。

近年、金などの商品を裏づけとしたETFが組成・上場され、ETFの多種・多様化が図られているため、これらが対象になると考えられる。

投資信託の解約又は償還により交付を受ける金銭については、個別元本に達するまでの金額は株式等の譲渡収入として、個別元本を超える部分の金額は配当収入として扱われていたが、平成21年1月以後、個人が公募株式等証券投資信託の解約又は償還により交付を受ける金銭は、すべて株式等の譲渡収入とみなされ、解約請求と買取請求が同じ扱いとなる税制改正が行われている。

本改正により、法人についても、平成21年4月1日以後の上場証券投資信託の解約又は償還により交付を受ける金銭についてはすべて株式等の譲渡収入とみなし、収益の分配に係る所得税の源泉徴収を要しないこととされた。

## CONTACT

### リアルエステイト サービス部

山本 恭司 ディレクター 03-3506-2048 kyoji.yamamoto@jp.ey.com

リアルエステイト サービス部は、不動産に特化した専門の部門です。

日本の不動産投資市場においては、J-REITや不動産私募ファンドを中心に市場が形成されていますが、リアルエステイト サービス部では、このような市場における様々な案件に関与し、以下のサービスを提供しております。

- ▶ 不動産証券化(J-REIT/海外における不動産証券化)取引に係る税務コンサルティング
- ▶ 不動産私募ファンド(特定目的会社等)の組成および取引に係る税務コンサルティング
- ▶ 海外不動産投資に係る税務コンサルティング
- ▶ 企業保有不動産に係る税務コンサルティング
- ▶ 不動産保有法人の申告書作成業務

#### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザリー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の13万5千人の構成員が、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド(EYG)のメンバーファームを指します。 EYGは、英国の有限責任保証会社であり、グローバルにおいてアーンスト・アンド・ヤングの組織を統括しており、顧客サービスは提供していません。

#### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 [Tax.Marketing@jp.ey.com](mailto:Tax.Marketing@jp.ey.com)

© 2009 Ernst & Young Shinnihon Tax  
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト・アンド・ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。